

長久手市出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等の団体及びグループが主催する集会等に市職員を講師として派遣し、行政の取組等を説明し、意見交換を行う講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、市と市民等との情報共有と相互理解を図り、まちづくりを推進することを目的とする。

(対象)

第2条 講師の派遣（出前講座の実施）の申込みができるのは、市内に在住、在勤または在学する10名以上の者で構成された団体及びグループとする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、別に定めるものとする。

(申込み等)

第4条 出前講座の実施を希望する団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として出前講座の実施予定日の2か月前から1か月前までに長久手市出前講座申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(実施日時及び場所)

第5条 出前講座は、年末・年始（12月28日から12月31日まで及び1月1日から1月4日まで）、祝日を除く日の午前9時から午後9時までで、2時間以内とする。

2 出前講座の実施場所は市内の集会所、公共施設等に限るものとし、その場所の確保は申込者が行うものとする。

(実施の決定)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査の上承認の可否を決定し、出前講座（決定・否決）通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、講座実施の決定をする場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

(派遣の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講師を派遣

しないこととする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき
- (2) 政治、宗教又は営利などの活動を目的とした集会等であると認めるとき
- (3) 出前講座の目的に反し、講師の派遣が適当でないと認めるとき
(変更等の届け出)

第8条 前条の規定により講師の派遣の決定を受けた者は、日時その他申込み事項に変更があったとき又は講師の派遣を取り消そうとするときは、直ちに長久手市出前講座実施変更・取消申出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(派遣料)

第9条 講師の派遣料は無料とする。

(アンケートの提出)

第10条 講座終了後、申込者は、アンケート（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。